

前橋市水道事業給水条例新旧対照表

改正案				現行					
<p>(料金)</p> <p>第25条 料金は、使用期間1か月につき次の表に掲げる種別及び用途の区分に従い、メーター口径及び使用水量に応じ、基本料金及び従量料金の合計額(隔月検針により使用水量を計量する場合においては、当該各月分の額を合計したもの)(私設消火栓及び畑地かんがい給水装置に係る料金については、当該料金区分に定める額)に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>				<p>(料金)</p> <p>第25条 料金は、使用期間1か月につき次の表に掲げる種別及び用途の区分に従い、メーター口径、使用水量に応じ、基本料金及び従量料金の合計額(隔月検針により使用水量を計量する場合においては、当該各月分の額を合計したもの)に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>					
種別	用途	料金区分(従量料金においては、1立方メートルにつき)		種別	用途	基本料金		従量料金	
		基本料金	従量料金			基本水量	料金	使用水量	料金(1立方メートルにつき)
専用一般給水用装置	基本料金	口径13ミリメートル	970円	専用一般給水用装置	8立方メートルまで	口径13ミリメートル	800円	8立方メートルを超え30立方メートルまで	111円
		口径20ミリメートル	1,105円			口径20ミリメートル	910円	30立方メートルを超え50立方メートルまで	144円
		口径25ミリメートル	1,140円			口径25ミリメートル	940円	50立方メートルを超え300立方メートルまで	179円
		口径30ミリメートル	1,300円			口径30ミリメートル	1,100円	300立方メートルを超え3,000立方メートルまで	198円
		口径40ミリメートル	1,800円			口径40ミリメートル	1,440円	3,000立方メートルを超え6,000立方メートルまで	165円
		口径50ミリメートル	3,600円			口径50ミリメートル	2,720円	6,000立方メートルを超え1万立方メートルまで	155円
		口径75ミリメートル	13,000円			口径75ミリメートル	3,350円	1万立方メートルを超えるもの	
		口径100ミリメートル	17,000円			口径100ミリメートル	4,510円		
		口径150ミリメートル	47,000円			口径150ミリメートル	8,310円		
		従量料金	使用水量が8立方メートルまで 40円(口径25ミリメートル以下は0円)						
			使用水量が8立方メートルを超え30立方メートルまで 135円						
			使用水量が30立方メートルを超え50立方メートルまで 175円						
			使用水量が50立方メートルを超え300立方メートルまで 219円						
			使用水量が300立方メートルを超え3,000立方メートルまで 229円						
	使用水量が3,000立方メートルを超えるもの 203円								
浴場業用	基本料金	口径20ミリメートル	4,900円	浴場業用	100立方メートルまで	口径20ミリメートル	4,900円	100立方メートルを超えるもの	58円
		口径25ミリメートル	4,920円			口径25ミリメートル	4,920円		
		口径30ミリメートル	5,020円			口径30ミリメートル	5,020円		
		口径40ミリメートル	5,260円						
		口径50ミリメートル	6,150円						
		口径75ミリメートル	6,570円						
		口径100ミリメートル	7,360円						
		口径150ミリメートル	9,950円						
		従量料金	使用水量が100立方メートルまで 0円						
			使用水量が100立方メートルを超えるもの 58円						
臨時用	基本料金			臨時用					
		従量料金	277円						
私設消火用	演習用	1栓	10分につき	1,980円					

栓	火災	無料
	時使	
	用	
畑地	畑地	1アール(1アール未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき 26円
かんがい	かんがい	
給水	給水	
装置	装置	

2 省略

(特別な場合における料金の算定)

第30条 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止したときの料金は、次に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 使用日数が15日以下のときは、基本料金の2分の1の額に従量料金(第25条第1項に定める従量料金の使用水量をそれぞれの2分の1として算定した額)を加算した額とする。

(2) 省略

2 省略

(料金の徴収方法)

第31条 料金は、納入通知書、口座振替又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法により2か月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

		口径40ミリメートル		
		トル 5,260円		
		口径50ミリメートル		
		トル 6,150円		
		口径75ミリメートル		
		トル 6,570円		
		口径100ミリメートル		
		トル 7,360円		
		口径150ミリメートル		
		トル 9,950円		
臨時	用		1立方メートルにつき	227円

私設演習1栓 10分につき 1,620円

消火

栓 火災

時使

用

畑地 畑地 1アール(1アール未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき21円43銭

かんがい

かんがい

給水

装置

2 省略

(特別な場合における料金の算定)

第30条 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止したときの料金は、次に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 使用日数が15日以下のときは、基本料金の2分の1の額とする。ただし、基本水量の2分の1を超過する部分については、従量料金(第25条第1項に定める従量料金の使用水量をそれぞれの2分の1として算定した額)を加算した額とする。

(2) 省略

2 省略

(料金の徴収方法)

第31条 料金は、納入通知書、口座振替又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付の方法により2か月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。